

大規模商業施設、百貨店の地下の食品売り場等における 入場者の整理等について

1 対象及び要請等の内容

県内全域の以下の施設	要請等の内容
・大規模小売店 ・ショッピングセンター	【1,000 m ² 超】 入場者の整理等の「要請」(特措法第 45 条第2項)
・百貨店 ・家電量販店 など	【1,000 m ² 以下】 入場者の整理等の「働きかけ」(特措法によらない)
・百貨店の地下の食品売り場 など	【1,000 m ² 超】 入場者の整理等の「協力要請」(特措法第 24 条第9項)
	【1,000 m ² 以下】 入場者の整理等の「働きかけ」(特措法によらない)

2 入場者の整理等の内容

入場者が密集しないよう整理・誘導する等の措置と施設の入場者の人数管理・人数制限等の措置の双方をお願いします。

なお、人数管理・人数制限の具体的な方法については、以下を参考にしてください。

<施設全体での措置(例)>

- ・出入口にセンサー、サーモカメラ等を設置し、入場者・滞留者を計測し人数管理
- ・出入口の数の制限、入構制限、駐車場の収容上限の一時的削減等により人数制限

<売場別の措置(例)>

- ・入口を限定し係員が入場人数を記録、入場整理券・時間帯別販売整理券の配布、買い物かごの稼働数把握、事前の Web 登録等により人数管理
- ・一定以上の入場ができないよう人数制限
- ・アプリで混雑状況を配信できる体制を構築